

様式第1号(第3条関係)

下野市入札適正化委員会議事概要
(令和4年度 第1回)

開催日及び場所	令和4年 6月16日(木) 午後1時30分から 下野市役所 201会議室		
委員	委員長：阪田 和哉 (宇都宮大学地域デザイン科学部 准教授) 委員：石島 力 (弁護士) 西尾 忍 (公認会計士) (委員4名中 出席委員3名)		
審議対象期間	令和3年10月 1日 ~ 令和4年 3月31日		
抽出案件	5件	対象期間内総件数	56件
一般競争入札	2件	一般競争入札	37件
指名競争入札	3件	指名競争入札	15件
随意契約	0件	随意契約	4件

○議事等の概要

(1) 入札及び契約状況について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。

また談合情報対応状況については、該当なしの旨報告しました。

(2) 抽出事案の審議

抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

1 「江川5号雨水枝線路面復旧工事(繰補2-7工区)」について

- ・工事箇所：下野市仁良川地内
- ・下水道課発注(一般競争入札)
- ・辞退者、失格者が多いため。

2 「南河内中学校既存校舎改修工事」について

- ・工事箇所：下野市薬師寺地内
- ・教育総務課発注(指名競争入札)
- ・入札辞退者が多いため。

3 「自治医大駅東口広場歩廊シェルター設置工事 第3工区」について

- ・ 工事箇所：下野市医大前三丁目地内
- ・ 建設課発注（一般競争入札）
- ・ 応札者の入札金額が近似で落札率が高いため。

4 「市道4135号線舗装修繕工事」について

- ・ 工事箇所：下野市薬師寺地内
- ・ 建設課発注（指名競争入札）
- ・ 応札者の入札金額が近似で落札率が高いため。

5 「市道7240号線歩道舗装修繕工事」について

- ・ 工事箇所：下野市緑三丁目地内
- ・ 建設課発注（指名競争入札）
- ・ 応札者の入札金額が近似で落札率が高いため。

□ 審議結果について

いずれの審議案件とも、明らかに適正を欠いているものはなく、令和3年度下半期について適正に執行されていると認められました。

□ 主な質疑について

【抽出案件1】

○委：最低制限価格は公表していますか。

●事：入札結果で公表しています。

○委：クジになった案件について、統計を執っていますか。

●事：統計は執っていません。

○委：予定価格の積算はどうしていますか。

●事：県の歩掛りなどを使用しています。

○委：設計書も仕様書もあるので、最低制限価格は、ほぼ正確に算出できますね。最低制限価格でのクジは、競争した結果とも、予定価格が高額だったとも判断出来ます。改善出来そうな事があれば検討して頂きたい。

【抽出案件2】

○委：工期に制限がある案件は、早めに入札が出来ないのですか。

●事：早期発注を心がけるようお願いしています。

この案件は、別の工事が終わらないと着手が出来ないため、この時期の発注になりました。

○委：指名された業者が辞退することは少ない印象ですが。

●事：業者が辞退する案件は、それなりに存在します。

- 委：この案件は再度入札したのですか。
- 事：4月開校に間に合わせるため、新校舎の建築業者と随意契約をしました。
- 委：入札すべきなのに、随意契約せざるを得ない案件というのは、どのような案件ですか。
- 事：基本的に緊急工事。災害復旧工事などは随意契約が多いです。
また、施工業者が特定されるような工事も随意契約になります。
- 委：随意契約に至った経緯が分かる資料があると良かったですね。
- 事：入札が不調になり、担当課でどう対応するかを考えた結果、随意契約となったと思われます。
- 委：あまり望ましい結果ではないですね。この様な事例を避けるために、何か対策を考えた方が良いかも知れません。今後活かして欲しいです。

【抽出案件3】

- 委：工事規模が大きくなると、落札率は高くなりますか。
- 事：工事の内容によって変化します。
- 委：設計額は仕様に基づいた積み上げですね。
- 事：はい。
- 委：直接工事費の部分は、既製品みたいなものですか。
- 事：工場生産されたものを現地で組立て設置となります。
- 委：直接工事費を抑えられる様な交渉のできる業者が、市内にいないのかも知れませんね。

【抽出案件4】

- 委：落札業者の統計を執っていますか。
- 事：執っていません。
指名選定で同じメンバーにならない様にしています。
- 委：新規参入の業者の取扱いはどうしていますか。
- 事：入札参加資格者名簿に登録するには、2年間の実績を求めています。
実績のない業者は登録出来ないので、参入はありません。

【抽出案件5】

- 委：別件の落札業者が指名されていますが、指名しないというのは無いのですか。
- 事：同種工事で、500m以内の工事を近接工事として取扱っています。
近接工事に該当しなければ指名します。
- 委：公平に指名しても、業者の重複が出てしまうのですか。
- 事：同時期に複数案件が発注されると、重複してしまいます。
- 委：指名競争入札は、手間やリスクなど考慮して効果はどうでしょうか。
- 事：一般競争入札と比較して、事後審査がないので契約までの期間は短いです。
指名競争入札の場合、業者の選定に要する手間はかかります。

○委：何年か指名競争入札を執行して、改善点や課題など見えてきたものがあると思います。金額以外の別の指標や、一般競争に比べて高い落札率など、検討が必要な時期なのかもしれませんね。

【指摘・検討事項について】

- ・クジによる落札決定が増えている。予定価格や発注時期の平準化など、改善できることがあるか検討して頂きたい。
- ・スケジュールがタイトな案件が見られる。余裕を持った手続きになるよう対応して頂きたい。
- ・疑念を持たれる様な結果を避ける仕組みを検討して頂きたい。
- ・案件によっては一般競争で執行するなど、要件を広げることも柔軟に考えて対応して頂きたい。